# 平成22年3月新規学校卒業者の採用内定取消し状況について

平成22年８月
厚生労働省

平成22年3月新規学校卒業者の採用内定取消しについて、平成22年7月末までに本省に報告された件数は、次のとおりである。

| | 事業所の件数 | 人数 |
|---|---|---|
| 合計 | 63 | 163 |
| 中学生 | 1 | 1 |
| 高校生 | 32 | 64 |
| 大学生等 | 32 | 98 |

※　大学生等とは、大学、短期大学、専修学校等の学生である。

＜取消し理由別＞

| | 事業所の件数 | 人数 |
|---|---|---|
| 合計 | 63 | 163 |
| 企業倒産<br>（民事再生法の適用を含む） | 16 | 52 |
| 経営の悪化 | 47 | 111 |

＜企業名の公表＞

７月末現在までに確認された内定取消しのうち、その内容が次の対象に合致する事案はなかった。

厚生労働大臣は、内定取消しの内容が厚生労働大臣が定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、その内容を公表することができるものとする。（平成21年1月19日　施行）

**※　厚生労働大臣が定める場合**

内定取消しの内容が、次のいずれかに該当する場合（ただし、倒産により翌年度の新規学卒者の募集・採用が行なわれないことが確実な場合を除く。）

① 二年以上連続して行なわれたもの

② 同一年度内において十名以上の者に対して行なわれたもの
（内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）

③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに行なわれたもの

④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの

イ　内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行なわざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき

ロ　内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき